

第四百十條第一項中「二百二十七人」を「二百三十二人」に改める。
 第四百六十六條第一項中「六百十人」を「五百九十九人」に改める。
 第四百六十七條第三項の表東京国税局の項中「五人」を「六人」に改め、同表合計の項中「二十人」を「二十一人」に改める。

第四百八十四條第一項中「六十九人」を「七十人」に改める。
 第四百八十五條第一項中「三千二百九十三人」を「三千二百九十九人」に改める。
 第四百九十七條第一項中「五百十九人」を「五百二十五人」に改める。
 第四百九十八條第一項中「千四百八十八人」を「千四百五十人」に改める。
 第四百九十九條第二項の表関東信越国税局の項中「二人」を「三人」に改め、同表熊本国税局の項
 特別国税査察官の欄中「二人」を「一人」に改め、同項統括国税査察官の欄中「二人」を「三人」に
 改め、同表合計の項中「八十七人」を「八十八人」に改める。

第五百十七條第一項中「二千八百三十九人」を「二千八百二十一一人」に改める。
 第五百十八條第一項中「千七百二十一一人」を「千七百十八人」に改める。
 第五百四十七條第一項中「六十五人」を「七十一人」に改める。
 第五百四十七條第五項中「三百六十九人」を「三百七十八人」に、「千四百七十八人」を「千四百八
 十九人」に改める。
 第五百五十六條第一項中「一万八千六百八十七人」を「一万八千六百九人」に改める。
 第五百六十條第五項中「五人」を「六人」に、「十人」を「十一人」に改める。
 第五百六十八條第一項中「九十二人」を「九十五人」に改める。
 第五百六十九條第一項中「百四十九人」を「百五十六人」に改める。
 別表第四東京税関芝浦出張所の項及び大阪税関大手前出張所の項を削る。

附則

1 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。ただし、第三百九十三條、第四百八條、第四
 百十條、第四百六十六條、第四百六十七條、第四百八十四條、第四百八十五條、第四百九十七條、
 第四百九十八條、第四百九十九條、第五百十七條、第五百十八條、第五百四十七條、第五百四十七條、
 第五百五十六條、第五百六十條、第五百六十八條及び第五百六十九條の改正規定並びに附則第二項
 の改正規定は、同月十日から施行する。

2 国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵
 省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「電源開発促進税及び地方道路税」を「及び電源開発促進税」に改める。
 第二条第一号の表の3の項中「地方揮発油税の額及び地方道路税」を「及び地方揮発油税」に改
 める。

○厚生労働省令第六十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び関係
 法律の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の
 整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十九年六月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項第三号中「第四条第七項」を「第四条第八項」に改め、「特定地方公共団体」の
 下に「以下「特定地方公共団体」という。」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第八十六条中「が公共職業安定所」の下に、「特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者（職業
 安定法施行規則第十三条の二第二項に規定する者を除く。第九十四条及び第九十五条において同
 じ。）を加え、同条第一号中「若しくは第三十三條第一項」を削る。
 第九十四条第一項中「公共職業安定所」の下に、「特定地方公共団体又は職業紹介事業者」を加
 える。

第九十五条第一項中「公共職業安定所」の下に「特定地方公共団体若しくは職業紹介事業者」
 を加え、「若しくは」を「又は」に改め、「又は移転しなかつたとき」を削る。

第九十六条第一号中「若しくは第三十三條第一項」を削る。
 第九十六条第二号の五第一項中「四年」を「二十年」に改める。

第一百一条の二の七第二号中「十年以上」を「三年以上」に、「百分の六十」を「百分の五十」に改
 め、同条第三号中「十年以上」を「三年以上」に、「百分の六十」を「百分の七十」に改める。

第一百一条の二の八第二号中「九十六万円」を「百二十万円」に、「三十二万円」を「四十万円を限
 度とし、一の支給限度期間ごとに支給する額は、百六十八万円」に改め、同条第三号中「百四十四
 万円」を「百六十八万円」に、「四十八万円」を「五十六万円を限度とし、一の支給限度期間ごと
 支給する額は、百六十八万円」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の支給限度期間とは、法第六十條の二第一項第一号に規定する基準日（専門実践教育訓練
 に係るものに限る。以下この項において「基準日」という。）から十年を経過する日までの一の期
 間をいう。ただし、当該基準日に係る一の支給限度期間内に他の基準日（以下この項において「二
 回目以降基準日」という。）がある場合における当該二回目以降基準日から十年を経過する日まで
 の一の期間を除く。

第一百一条の二の十第二号中「十年」を「三年」に改める。
 第一百一条の二の十一第一項第三号口中「次条」を「第一百一条の十一の二の三」に改め、「一歳六か月」
 の下に「（第一百一条の十一の二の四で準用する第一百一条の十一の二の三各号のいずれかに該当する場
 合にあつては、二歳。次号口において同じ。）」を加える。

第一百一条の十一の二の三の見出しを「（法第六十一條の四第一項のその子が一歳に達した日後の期
 間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定
 める場合）」に改め、同条中「法第六十一條の四第一項の」の下に「その子が一歳に達した日後の期
 間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として」を加え、同条の
 次に次の一條を加える。

（法第六十一條の四第一項のその子が一歳六か月に達した日後の期間について休業することが雇
 用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合）

第一百一条の十一の二の四 前条の規定は、法第六十一條の四第一項のその子が一歳六か月に達した
 日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生勞
 働省令で定める場合について準用する。

第一百一条の十一の三中「前二條」を「第一百一条の十一及び第一百一条の十一の二の三」に、「前条」
 を「第一百一条の十一の二の三」に改める。

第一百一条の十一の四中「前二條」を「第一百一条の十一の二の三（第一百一条の二の四において準用
 する場合を含む。）及び前条」に改める。

第一百一条の十三第一項中「第一百一条の十一の二各号（を「第一百一条の十一の二の三各号（第百
 一條の十一の二の四において準用する場合及び）」に改める。

附則第二十四條中「十年」を「三年」に改める。

附則第二十五條中「掲げる者」の下に「（第一百一条の二の五第一項の規定により加算された期間が
 四年を超える者を除く。）」を加える。